

納税環境整備に関する専門家会合（第1回）議事録

日 時：平成30年10月24日（水）17時00分～18時42分

場 所：財務省国際会議室（本庁舎4階）

○岡村座長

ただいまから納税環境整備に関する専門家会合の第1回を開会します。

この度、本会合の座長を務めることとなりました岡村です。よろしくお願いいたします。

10月17日に開催された第18回政府税制調査会の総会におきましては、経済社会のICT化等を踏まえ、官民において行われている自主的な適正申告を促すための取組について事務局から説明があり、その後、委員の間で活発な意見交換が行われました。

そうした議論を踏まえ、中里会長からは、新たな経済取引における適正課税を確保するための方策については、政府税制調査会として引続き議論を行っていく必要があるという旨の御発言があり、また、この問題は、仮想通貨取引やシェアリングエコノミーなど、様々な分野に関し、税制以外の制度的な枠組みや実際の取引慣行、業界の自主的な取組、さらには国税当局における実務上の課題なども踏まえながら検討していく必要があるため、まずは少人数の専門家会合を開催し、外部の方々の意見も聞きながら議論の素材を前もって整理してはどうかとのお話があり、調査会委員の皆さんの御了解をいただき、本日、第1回の会合を開催する運びとなりました。

なお、昨日の第19回総会において、納税環境整備に関する専門家会合の設置について報告がなされたところです。

本専門家会合は、総会における審議を効率的に行うための準備や議論等を行うことを主たる目的としております。そのため、外部団体の方々からヒアリングを行った上で、委員の方々から意見交換を通じて、論点の整理や課題の抽出などを行い、最終的には、その議論の過程を総会に報告できればと考えております。

それでは、冒頭、会合の公開体制についてお諮りさせていただきます。

本会合の議事は、原則としてマスコミの方々に傍聴を認め、公開することにはどうかと考えます。ただし、中立性・公平性等の観点から、会合を非公開とすることが適切であると判断する場合には、皆様にお諮りした上で、その都度、非公開とすることを決定したいと考えます。

また、会合に提出された資料は、内閣府のホームページに掲載するとともに、議事については後日、議事録を同ホームページにて公開することとしてはどうかと考えます。

他方、総会では、インターネットによる中継を行っていますが、この会合では、最終的な方針決定を行う総会の前段階という位置づけですので、より闊達な議論を行うため、インターネット中継を行わないこととしてはどうかと考えます。

そのため、会合の終了後には、事務方による記者ブリーフを行いたいと考えています。

本会合につきましては、以上のような公開体制で臨みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○岡村座長

ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただきたいと存じます。

引き続きまして、今回の会議にお招きいたしました有識者の皆様を御紹介させていただきます。

慶應義塾大学の佐藤英明教授です。

○佐藤慶應義塾大学教授

よろしく願いいたします。

○岡村座長

また、本日は御欠席されておりますが、東京大学の齋藤誠教授にも第2回専門家会合より御出席いただく予定です。

それでは、恐縮ですが、カメラの方は御退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○岡村座長

それでは、議題に入りたいと思います。

まず、お手元に事務局から配付した資料がございますが、こちらは10月17日に開催された第18回政府税制調査会におきまして委員より発言のあった御意見をまとめたものですので、こちらも御参照いただきながら議論に御参加いただければと存じます。

次に、本日の会議の流れについて説明させていただきます。

本日の専門家会合では、冒頭申し上げた設置趣旨を踏まえ、まずは業界の取引慣行や自主的な取組みを把握してはどうかということで、外部業界団体等からのヒアリングを実施させていただき運びとなりました。

本日は、日本仮想通貨交換業協会から、長田佳巳業務部長及び柚木庸輔指導部副部長に、シェアリングエコノミー協会から上田祐司代表理事及び矢富健太郎税制委員に、それぞれおいでいただきました。

両団体からは、仮想通貨やシェアリングエコノミーといった新たな経済分野における取引の概況、自主規制等に加え、本会合の主要なテーマである自主的な適正申告を促すための取組等について、順次御説明をいただきたいと思います。

なお、両団体については、大変お忙しいところを御出席いただいておりますので、各担当の御説明、質疑の終了後に御退席をいただき、入替制で行わせていただくということで進めさせていただきたいと思います。

時間については、それぞれ御説明、質疑を合わせて30分程度を予定しております。

その後、財務省関税局より、現在取り組んでいる金密輸対策について御説明をいただく予定です。

いずれも、今後の検討を進める上で非常に貴重なものとなりますので、各団体等の説明をお聞きいただいた上、ぜひ活発な御議論をお願いできればと思います。

それでは、日本仮想通貨交換業協会、長田業務部長、どうぞよろしくお願いたします。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

日本仮想通貨交換業協会の長田と申します。よろしくお願いたします。

このような場で御説明申し上げるのはなかなか不慣れですので、お聞きにくい点もございますが、御容赦いただきたいと思ひます。

では、早速ですが、時間も短いことですので始めさせていただきます。お手元の方に資料をお配りしておりますが、ページ数が多いですから、掻い摘まんで御説明させていただきます。

まず飛びまして5ページ、現在の仮想通貨のマーケットの世界的な規模のグラフが右の上の折れ線グラフの方で少し薄いですが、掲載しております。こちらのグラフの単位をよく見ていただくと、一単位ごとに10倍ずつ上がっていく指数のような形になっておりますので、結論としては、2014年から2018年に至る間に1,000倍の規模になっているということで、全体の時価総額は25兆円規模というマーケット規模になっております。

6ページですが、こちらはIMFのラガルド氏の発言を掲載しております。御存知のとおり、いろいろ問題も抱える仮想通貨のマーケットですが、こちらの下線部分を読ませていただきますと、仮想資産を真剣に取り合わないのは賢明ではありません。その可能性を歓迎しつつ、リスクを直視すべきです。力を合わせ、公共善のためにテクノロジーを活用することで、私たちは仮想資産が秘める力を駆使しつつ、仮想資産の世界から不法行為を締め出し、仮想資産が金融の脆弱性を生み出さないようにすることができるということで、当然ながら問題点も多いのですが、テクノロジーに期待するところは大きいということになっております。

7ページ目ですが、この仮想通貨交換業の必要性なのですが、そもそも最初の四角の枠、仮想通貨の役割とでもいいでしょうか、インフラの担い手ですとか運営者が受取る報酬です。あとビジネスレイヤーでコミュニティー運営のインセンティブとなっていたり、インフラ間での価値交換・両替、インフラ利用者のための燃料供給という役割がございます。

その役割を担うのが交換業者の役割で、その下、法定通貨・仮想通貨、仮想通貨・仮想通貨の価値交換による現実社会とネットとのゲートウエー、つなぐ役割ということが交換業者の役割と考えられます。

ただし、その下、これが必要ということ、仮想通貨の交換業者になるためにはセキュリティや交換のマッチング、利用者保護、AML (Anti-Money Laundering)、マネロンと言われているものです。こういったものや、金融機関に準ずるような自主規制が必要となってくるということで認識しております。

8 ページ目、これまでの法整備です。法制度の経緯なのですが、まず利用者保護の観点から見ますと、平成26年、有名ですが、MTGOX事件がございまして、それに伴い利用者の保護の必要性の声が高まってきました。

また、マネロン・テロ資金供与対策という観点から見ますと、そもそもこの仮想通貨が低コストかつ即時の国際的決済手段として利便性があるのに加えて匿名性も有しているところから、悪用が懸念されておりました。それをもちまして平成27年6月のG7の国際監督機関によるガイダンスによって、各国が取引所、交換所に登録・免許制を課すとともに、本人確認など疑わしい取引の届出、記録保存の義務を課すべきであるということが勧告されました。それをもちまして本国では所管庁を金融庁として法整備が行われるということになりました。

9 ページ目、仮想通貨に係る法制度整備の経緯、流れですが、2016年、一昨年6月に改正資金決済法が公布されました。こちらは仮想通貨をまず定義する。それから、仮想通貨交換業者を定義し、また登録制を導入するということです。また、この交換業者を犯収法上の特定事業者指定し、KYC、本人確認です、顧客確認ともいえますが、こちらを義務化したということです。この法律が次の2017年4月に内閣府令と事務ガイドラインとともに施行になりました。

一行飛びますが、この時点で既に交換業を実施、交換業をやっていた業者が30社以上ございました。4月に施行されましたので、その時点ではどこも登録されていないこととなりますので、その時点でこの三十数社がいわゆるみなし業者とよく言われていますが、みなし業者となりまして、申請の手続きに半年の猶予がございましたので、半年間の間に申請すれば、みなし業者として業を営む、申請が間に合わなければ取り下げるといった形になっておりました。

9月に入りまして登録が出始めているのですが、現状で登録業者が16社ございます。また、みなしとしてまだ申請を続けているものが3社ございまして合計で19社が残っておりますが、10社以上が審査の過程でシステム開発が難しいですとか、内部管理体制の構築が厳しいといった多くの理由で市場から退出することになっております。

あとは昨年の7月に仮想通貨の譲渡に係る消費税が非課税化ということとなっております。

また、会計基準では昨年の12月に会計処理等に関する当面の取扱いが公表されております。

その次のページから資金決済法の中身ですが、まず仮想通貨を定義しております。

一号通貨と、下に二号仮想通貨と二段階に分かれています。簡単に言うと、不特

定の者に対して対価の弁済に使用できて、かつ不特定の者を相手方として法定通貨と相互に交換できるという不特定の方と交換できる仮想通貨。また、電子的に記録され、移転できる。法定通貨もしくは法定通貨建ての資産ではないですという定義がされておりまして、一号と二号の違いは、法定通貨と交換できるものが一号。法定通貨とは交換できない、仮想通貨同士の交換でしか使用できないものが二号という区分けになっております。

多くのところで、日本でも様々なところで実験的にコインが発行されておりますが、売買で利用者を限定した場合、先ほど言った不特定多数には該当しない場合は資金決済法の対象から外れるという形にはなっております。

11ページ目が、今、掻い摘まんで御説明したものが図式化されておりまして、電子的に記録された財産、コンピューターシステムで移転、通貨建てではないことに加えて、決済手段として利用できて売買可能なものが一号通貨。一号通貨と可能なのが二号通貨という形になっております。取引所で売買しているものでよく証券とも似ていると言われるのですが、完全な電子的なものであることと、決済手段として使うことが可能であることが大きな違いかと考えております。

その先も続きますので、また飛ばさせていただいて、14ページです。当協会の概要から少しだけ説明したいと思います。当協会は交換業の適切な実施と利用者保護を目的に設立されました。沿革としては、Coincheckの事件がございました後、3月に設立。そこから自主規制をこの16社の会員とともに積み上げてきておりまして、7月に自主規制を理事で決裁して8月に金融庁に認定資金決済事業者協会の認定をとれよう申請を上げておりまして、もう御存知の方もいらっしゃると思うのですが、本日、認定をいただいて、今日からこの自主規制が効力を発揮していくところです。

業務内容、5ページに書いておりますが、細かいのですが、証券会社で言うところの証券業協会のようなイメージの立ち位置であろうかと思っております。証券会社と大きく違いますのは、証券会社自体は金商法の中にいるということですが、先ほど申し上げたとおり、仮想通貨は資金決済法の中におりまして、金商法ではカバーできない、金商法的なところは、当面は我々の自主規制でカバーしていくことになっております。

また、資金決済法でもカバーできない分、例えば証拠金取引など通貨のウォレットサービスのような、いわゆる交換業に該当しないものもございまして、将来的にはカバーしていかなければいけないと考えております。

また飛ばしまして17ページです。自主規制の概要ですが、ここから何ページかにわたって、どのような自主規制を作ったのか、これから施行されていくのかということを書いてありますが、細かいことの説明は抜きにさせていただきますが、中身としては、資金決済法及び犯罪収益移転防止法、あとはその事務ガイドライン等といった既存の規制に係る自主規制を策定するとともに、現状の仮想通貨交換業の実態を考え

た上で、やはり金商法ですとか、また金商業者に係る自主規制などを参考にして作成させていただいております。

例えばですが、22ページ、また少し飛びますが、AML、アンチマネロンとか、またはテロ資金供与対策、こういったもののガイドラインにつきましては、金融庁のAML/CFTに関するガイドラインに準拠するように作っております。

以上が自主規制の概略でございます、御参考ということで、後で御覧いただければと思います。

32ページ、申告です。本日の主題とも思われますが、申告等の環境整備に関する方針ということで、32ページから書かせていただいております。

まず年間報告書の提供を予定しております。国税庁が主催されております仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会が定期的開催されておりますが、仮想通貨取引に係る申告の利便性向上に向けた方策を協議しております。

その中で、まず本年度確定申告より国税庁からは、個人の納税者に対して、仮想通貨の計算書を提供していただく予定となっております。それを受けて、併せて、こちらの計算書を利用するために各交換業者からは年間報告書を提供する方針で、今、動いているところです。参考として35ページにあるのですが、業者により今でも既に年間報告書等を実施している業者もあるのですが、データの形が違ったりということがあって、計算書として扱いにくい部分もあるので、同じようなデータを提供するようにこれから業者に働きかけていくことにしております。

また、取引量の多い顧客に関しましては、別途求めがあった場合には取引履歴のデータを提供する。いわゆるCSVダウンロードのような形だと思うのですが、そういったことも検討しています。

33ページですが、相続手続きにつきましても相続人から依頼があった場合には手続きを進めるように、まず手続きのマニュアル化をしていくように働きかけているところですし、実際、もう既に行っている業者も多いです。これまでは正直申し上げましてIT系企業っぽい考え方を持った業者が多かったのですが、このところいろいろございましたので、各社とも金融機関系の人材を採用して、体制を整えているところですので、そういう意味では金融目線が入ってきているというところです。

先ほどの納税について、また、相続については、各業者のホームページや、この業界の協会ホームページなどで周知徹底して広報活動も展開していくことを考えております。

最後になりますが、34ページと35ページが実際に今、交換業者が展開しているホームページからの抜粋で、社名はマスキングさせていただいておりますが、FAQの中で、例えば税金の項目に入っていくとこういったページが現れます。小さくて字が見にくいですが、仮想通貨を取引したら確定申告は必ず必要ですかとか、仮想通貨の確定申告の流れを教えてくださいとか、先ほど言った年間報告書をどう使えばいいですか、

また、FXで得た利益に係る税金について教えてくださいみたいな質問が書いてあって、例えば上から三番目、年間取引書をどう使えばいいですかというのをクリックすると次のページに行きまして、こういった回答欄。

こちらは上の方が（3）から始まっているので抜粋ですが、この業者の年間取引書はこのような形をしておりまして、この数字をこのように計算して収益を計算してくださいという形がもう展開されております。

少し早口だったのですが、協会からの御説明は以上とさせていただきます。

○岡村座長

長田業務部長、どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。御質問等がある方は、まず挙手をお願いできますか。

それでは、翁委員から。

○翁委員

御説明ありがとうございました。

さまざまな仮想通貨があるのですが、その仮想通貨の価額自体というのは必ずしも全ての取引所で同じ価額がついているわけではないということを知っています。今、その価額把握というか、個々人が税を納税するときの確定申告の基礎となる価額は、それぞれの取引所によって、プライシングが示される形になるのですか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

そういうことです。違うと言っても、当然ながら、株式や債券と同じように裁定業者、アビトラ業者のような者もいたり、安い業者から買って高い業者に売るといった取引をやっている顧客もいるので、そんなに大きな差は出てこないのですが、価額について少し違いがあると言えます。基本的には使っている業者の価格で収益を認識するという事だと思えます。

○翁委員

1,500種類ぐらい仮想通貨はありますが、業者が扱っているものは、いわゆる匿名性の高いものなどなかなか履歴が追えないものとか、そういったものは基本的に自主規制によって扱わない方向になるという理解ですか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

そうです。交換業者が新しい通貨を取り扱うためには、まず自社で審査する。その後、協会に申請して、協会でその通貨について審査をして、最終的には金融庁が判断するわけですが、そのような形でやっていくことで、その中で例えば匿名性がどうかとか、システムのしっかり担保されているのかといったものを判断していくこととなります。

また、匿名性が高い通貨という話がありましたが、そのような意味では登録の過程で取扱い仮想通貨も逆に少なくなっている状態です。

○翁委員

最後の質問なのですが、ICOで応募した場合というのは、仮想通貨交換業者を取引のプロセスで個人が通るのですか。そのプロセスと確定申告の関係を教えてくださいませんか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

これからは恐らく通る形になっていくと思います。先ほど申しました自主規制についてですが、まだICOについてはこれから検討していくことですので、そもそも日本では今のところ、そういう意味もありICO自体がストップしている状況ですので、今後、どのようになっていくのかとは今のところ申し上げにくいですが、何らかの形で交換業者を通す形にはなってくるのではないかと思います。いわゆる証券会社で言うIPOに証券会社が絡むのと似たようなイメージかと思っております。

○岡村座長

よろしいですか。

それでは、土居委員、どうぞ。

○土居委員

御説明どうもありがとうございました。特に最後のところの御説明、大変興味深いところで、勉強になった反面、質問をさせていただきたいと思います。

まず一点目は相続のところですが、秘密鍵を知らないで相続できないのではないかという気もして、それは何か遺言というか、ないしは顧客が亡くなる前に相続人を指定して、その相続人に亡くなったときにはこうするとかということとかでもしないとなかなか難しい気もするのですが、どのように今、対応されていますか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

ほとんどのお客様がいずれかの国内の交換業者で取引をされていると思いますので、その交換業者の中で預かりになっている場合には交換業者を通じて取り出すことができると思うのですが、問題は個人のウォレットに入っている場合です。その場合ですと、その鍵は本人しか知らないので、仮想通貨として取り出すことが難しくなると思います。

○土居委員

今の御説明の33ページでは、そこまでは対応していないという感じですか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

そうです。交換業者の中だけです。個人のウォレットは、要するに皆様で言うと財布の中に入っている現金の話です。

○土居委員

もう一つは、預け入れる顧客にマイナンバーを提示させることは技術的に可能なのでしょうか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

技術的には可能だとは思いますが、その活用については将来的に検討していかなければいけない課題だとは思っておりますが、現在、スタートアップの段階ですし、ほかにも取り組んでいく課題はたくさんございますので、優先順位をつけて判断していくことにはなろうかと思えます。

○土居委員

最後の質問なのですが、32ページ、33ページで報告書、証明書を発行しておられるという、ないしはこれから発行していこうということだと思っておりますが、その写しを税務当局に出すことをもし今後求められた場合には、それは可能なのですか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

税務当局に出すというのはどういうことでしょうか。

○土居委員

例えば源泉徴収票など、いわゆる所得税で通常、今も発行している。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

個別に要請があった場合ではなくて、全体としてということですか。

○土居委員

そうです。例えば年1回とかそういうことになると思うのですが、要は本人に渡しているという話ではありますが、今も給与所得や雑所得については、本来の納税義務者である個人に対して給与を支払った、ないしは雑所得を支払った事業者が証明書を本人にも出しますが、支払調書とか源泉徴収票を税務署にも出しているわけです。それと同様のことが、今、32ページ、33ページで御説明されたものについて出せるかどうかということですか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

つまり、収益というか利益を確定するという話ですね。それぞれの顧客の収益がということだと思っておりますが、これは非常に難しく、というのは、そもそも仮想通貨は取引所だけの取引ではなくて、外から入ってきたり、先ほど申し上げなかったのですが、仮想通貨をやっているお客様の統計データではないのですが、業者にヒアリングをすると大体3割から5割が複数の交換所で取引をしているのではないかと、要するに3割から5割のお客様の入出金が、仮想通貨の出入りがあるということですので、それが行われた瞬間、収益把握ができなくなるということもございまして、なかなかすぐには難しいということではございます。

○小幡特別委員

中にはかなり高額な所得を得ておられる方もいらっしゃるかもしれませんが、皆さんが申告を促していただけてきちんと確定申告していただければよろしいのですが、申告している方もいるが、していない方もいるということになると、やはり公平でないということになるので、きちんと把握をする制度を導入することもあり得ると思うのですが、例えば源泉徴収という形である程度のものを取ってしまうということも考

えられますが、それは難しいとすれば、あるいは仮想通貨取引に法定調書のような制度も設けてしまって、全部の取引がこのようでしたということを税務当局に情報として提供するという可能性もあるかと思うのですが、いかがですか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

可能性はあると思うのですが、先ほどと同じような議論だとは思っています。

○小幡特別委員

利益の把握は、源泉徴収についてそれぞれある程度の%でやればよろしいわけですから、全体として何社もやっていらっしゃる方はまた確定申告で調整していただければよろしいのではないのでしょうか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

そうですね。その簡易課税とのセットでどのように考えていくかは、将来的に考えられると思います。制度としてですね。

○仮想通貨交換業協会柚木指導部副部長

現状は、そもそも仮想通貨交換業者内、一社内で取引をする場合には、先ほどの同じ話なのですが、損益の把握が一社内ならできる可能性はあるとしても、通常、他の交換業者、または海外、または自分のウォレットで取引をしていると、そもそも取得価額を把握するのがとても困難というところで、損益自体は把握できませんというところになると、例えば簡易的に源泉徴収を10%にしよう、20%にしようという話があるとしても、そこで例えば損益が全く出ていない状況で、つまり、源泉をすると損が出ている方からさらに源泉をする状況も考えられますので、全体として簡易税制を入れる場合にはまた話は別かもしれませんが、現状はなかなか厳しいところがあります。

○岡村座長

佐藤教授、どうぞ。

○佐藤慶應義塾大学教授

ありがとうございます。

今の続きが一点ですが、収益把握ではなくて、先にこちらを伺います。第一点で、通貨交換業者が持つておられる顧客データというのは何なのでしょう。取引量の多い顧客にはという言葉があったので、一人の顧客の年間取引量は把握しておられるらしいということは分かりましたが、あと、他にどのようなデータ。例えば氏名、住所のような本人確認データを持つておられるのか、あと取引量の他にどのような数量データを通常持つておられるのかについて、簡単に御説明いただけますか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

本人確認データについては、今、一般的な金融機関が持つているようなデータは持つていると思います。取引データはほぼ全て持つているはず。個人のお客様がいつ何を幾らで買ったか、売ったかという売買記録など、いわゆる外から入ってきた、外から出ていったという記録は既に持つていると思います。

○佐藤慶應義塾大学教授

分かりました。では、それを前提にすると、今、二名の委員の方々が収益や源徴という話をなさいましたが、もっと簡単に年間取引量が幾ら以上の顧客について、この顧客に渡す年間報告書と同じものを国税庁も欲しいという場合、そのような要請に技術的には十分対応できるという理解でよろしいですか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

技術的にはできるのかもしれませんが。

○佐藤慶應義塾大学教授

分かりました。

二つ目の質問です。そのようなデータのやりとりを事実ベースというか、私たちは任意と呼んでいます。任意に御協力をいただいて、あるいは指針等をお作りになった上でやりとりをした場合、顧客との間でプライバシーあるいは情報を外部に漏えいしたということで法的なリスクが生じるという懸念は、やはり業者は持っていないのでしょうか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

持っていると思います。

○佐藤慶應義塾大学教授

その法的なリスクについては、具体的に検討されたことがそれぞれの会社であるのでしょうか。それとも、漠然と漏らすとまずいというレベルで理解してらっしゃるのでしょうか。

○仮想通貨交換業協会 柚木指導部副部長

実際にリスクは考えておられると思いますし、ただ、検討しているかというのと、税制の話というよりは内部の現状、御指摘いただいている中の業者の管理など、どちらかというのとKYCの中の管理などで漏らしてはいけないというリスクは感じているはずだと思います。

○佐藤慶應義塾大学教授

分かりました。ありがとうございます。

○岡村座長

どうぞ。

○土居委員

私も質問をしながら混乱していたところがあったと思ったのは、要は納税してもらおうとか源泉徴収するとかという場合は円建てに直さなければいけないが、常に取引、交換業者の中で顧客の仮想通貨を全部円建てにできないケースがあるかもしれない。仮想通貨のまま持ってこられて、仮想通貨のまま売って、仮想通貨の単位ではキャピタルゲインは分かるが、これは円で幾らなのかその交換業者が直ちに計算できないかもしれないということがあるとすると、源泉徴収すると言って一体幾ら。しかも、仮

想通貨単位なら源泉できるかもしれないが、円で払ってくれと言っても円で取れないということだとかが起ることがあるという意味で難しいというのは、一つ私なりに腑に落ちたところではあります。

ただ、私も不勉強なところがあるかもしれないので教えていただきたいのですが、一応、ブロックチェーンで当該仮想通貨の履歴。匿名ではあるが、どこのIDからどこのIDに売買された、譲渡されたかなどは、その本人が誰かは直ちには分からないが、追いかけるわけですね。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

ビットコインでしたらビットコインアドレスを追いかけることはできます。

○土居委員

しかも、それは誰でも分かることになっているわけですね。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

オープンです。

○土居委員

ということは、プライバシーと言っても、所詮はビットコインIDとその個人ないしは交換業者で登録されている顧客の情報との紐づけだけがある種のプライバシーであって、ビットコイン自体、仮想通貨そのものがプライバシーというわけではないという理解でよろしいでしょうか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

ビットコインの中、ブロックチェーン上のものはプライバシーはオープンではないです。

○岡村座長

どうぞ。

○佐藤慶應義塾大学教授

先ほど取引量の多い顧客には取引履歴のデータも提供というお話がありましたが、大口の顧客というのは幾らぐらいというイメージなのでしょうか。全然桁が分からないものですから。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

そのような意味では私も把握しているわけではないのですが、金額が多いというよりは、取引回数です。それは先ほど申し上げました例えばアビトラをやっていて、他の交換業者との間で売り買いをマッチングさせているような顧客がいるわけですね。そういった顧客の場合ですと、いわゆるBOT。

○仮想通貨交換業協会 柚木指導部副部長

そうですね。システム上で。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

システム売買なども行っておりますし、そういったシステムを提供している業者も

ございますので、そういったものを使っているお客様の場合は相当な回数になると思います。この間、証券業の方で大量の注文のようなものを入れたという話がございましたが、おそらく機関投資家のようなイメージですが、その個人版のようなものも行われていることになろうかと思います。

ただ、そういった場合は先ほど言ったCSVで取引をダウンロードするのですが、そのダウンロードしたデータを加工して収益を計算するようなソフトを販売している会社もまた別にあるわけです。ですから、その業者は幾つかあるのですが、各交換業者の仕様に沿った形にマッチングして収益を計算してくれるようなソフトを販売している会社もございまして、そういったものを使って年間収益を計算していくことになっているのではないかと思います。

○岡村座長

ありがとうございました。

少し座長から確認だけさせていただきますが、適正申告のための試みとされましては、年間報告書を今、検討されている。他に何かございますか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

それとともに、それを使った計算書を作成していただいているということです。

○岡村座長

分かりました。

それから、本人確認についてですが、本人確認をされるのは、その口座を開かれるとき、それ以外はありますか。

○仮想通貨交換業協会長田業務部長

それ以外、入出金などが生じた場合には、その疑わしい取引ではないかと思われるときなどは本人確認を改めてやることはございます。

○岡村座長

そのときの本人確認の方法は、マイナンバーを使わずに免許証等によるものでしょうか。

○仮想通貨交換業協会 柚木指導部副部長

そうです。免許証を使うのと同時に、近年、直近ですと転送不要郵便を本人に送って実在性を確認するようにしております。

○岡村座長

本人かどうか、はっきりしないときだけなのでしょう。

○仮想通貨交換業協会 柚木指導部副部長

転送不要郵便は全ての業者で確認しているわけではないのですが、通常の口座を開くときには必要となります。

○岡村座長

口座を開くときだけでしょうか。

○仮想通貨交換業協会柚木指導部副部長

入出金も場合によっては転送不要郵便が必要になることがあります。

○岡村座長

分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、長田業務部長、本当にありがとうございました。

続きまして、シェアリングエコノミー協会の上田代表理事から御説明をいただきたいと思いますので、少し入れ替わりを待ちたいと思います。

(日本仮想通貨交換業協会退室)

(シェアリングエコノミー協会入室)

○岡村座長

続きまして、シェアリングエコノミー協会、上田代表理事より御説明をお願いしたいと思います。

上田理事、どうかよろしく願いいたします。

○シェアリングエコノミー協会上田代表理事

シェアリングエコノミー協会代表理事の上田でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

私からは、こちらの資料で15分ほど御説明させていただければと思っております。

まずシェアリングエコノミーですが、政府各所から御支援もいただきながら進めているのですが、古いルールなどいろいろございまして非常に伸びが弱いところでして、そういった点も含めてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、こちらの協会ですが、2016年に作りまして、活動目的、3ページですが、シェアリングエコノミーがより普及するように、また、参加する皆様がより活躍できるようにと考えて作っております。

もともと政府からも既存業界は団体があるが、シェアリングエコノミーは各社が活動していてなかなか話すこともないからということで協会を作った方がいいのではないかとということで作らせていただきました。

270社の会員がございまして、3分の1は大手企業で、3分の2が実際にシェアリングエコノミーのプラットフォームをやっている会社です。海外にベースを置いているAirbnbやUberなどにも御加盟いただいて、日本の主たるシェアリングエコノミーの会社は参画いただいています。

5ページ目、そのような中で我々が今年ぐらいからより強化しているのが、シェアリングエコノミー、我々、私もそうですが、プラットフォームと呼ばれる企業がございまして。シェアワーカー、働かれる人と、ゲスト、お客さんがいらっしやって、それをつなげる立場のプラットフォームという会社がございまして。

実際、お金の流れは、ゲストから課金代行だけして実際にはお金の8割ぐらいはシェアワーカーに移られる枠組みになっているのですが、大手企業中心の世の中から、

こういったシェアワーカー、個人として働かれる方を支援していったって、個人中心の社会にしていきたいと思っております。

ともすれば、シェアリングエコノミーと言えば何か違法なのではないかとかサービスレベルが低いのではないかとかいろいろ言われますが、本来、インターネットとスマートフォンが普及して他人同士が自由にコミュニケーションをできる中、消費者同士でサービスを提供し合うという、要は助け合うなどということは当たり前のことで、この当たり前のことがなぜか古くからある法律で助け合いができなくなっているというのが現状だと思っています。

海外でみましても、やはり中国などはGDPの5%ぐらいまで伸びてきていて、早々20%ぐらいにはアメリカ、中国はなるのではないかと考えているのですが、日本は最近、統計が出てきましたが、10%どころか、1%どころか、0.1%ぐらい、本当に中国などの先進国に比べると100分の1ぐらいの市場規模になっております。これは個人同士が助け合うことがなかなか普及させてもらえていないということが原因です。

6ページ目ですが、シェアワーカーをサポートするために個人会員制度を新設しまして、個人として世の中で活躍している。複数のスキルを複数のプラットフォーム上で生かしながら活躍していただくことを推進していこうと思っております。

7ページ目に移りますが、シェアリングエコノミー協会としては、全体論として、より安全に、よりトラブルを少なくしていくことが大切だと考えておまして、シェアリングエコノミー認証マークというものを開始しています。こちらは内閣官房IT総合戦略室で開催していただいた検討会で作り上げたガイドラインをモデルに、ほぼそれを準拠する形でシェアリングエコノミー協会認定マークを作り、付与する形になっています。

法律に準じているか、準じていないかだけでは安全性やトラブルが発生するかどうか、全く関係ありません。例えばライドシェアですと、相乗りのようなものですから、普通のタクシーだと、乗られる方が誰なのかなどは誰も問わないわけです。でも、トラブルが発生するかどうかというと、乗られる方が誰なのかも重要なわけですね。

例えばミールシェア、普通、企業としてレストランが食べ物を提供しますが、海外で普及しているのですが、我が家にお客さんが来て、我が家で御飯を提供するというサービス、海外では非常に普及しているのですが、こういったサービスにおいても家に入る以上、来られる方が誰なのかが重要だったりします。

それ以外にも、個人がサービスを提供する以上、保険が必要だとか、独自の法律どおりに準拠すればいいのではなく、C to Cの助け合いだからこそ出てくる安全性のポイントがあり、そういったポイントを準拠しているのかどうかをこの認証マークでチェックをしているような形になっています。

8ページ目、これまで様々なトラブルが出てきて、その対応状況。認証マークを取っている会社も既に十数社おりますし、取りつつあるところもたくさんありまして、

そこら辺の成功事例や失敗事例を横で共有しながら、C to C、コンシューマー同士の取引のトラブルを低減しているのですが、トラブル発生時の対応のノウハウや保険制度の拡充、業界全体の底上げや本人確認のスムーズな形などを今、強化しているところが重要ななと思ってございます。

9 ページ目、10 ページ目、これは先ほどと少し重なるところですが、安全性を高めた認証マークを取った会社には、例えば保険会社がそんなにしっかりしているのだったらトラブルが少ないだろうということで保険料を低減していただいたりなど、あと自治体さんが提携するときに、そういう認証マークを取っている会社であれば提携できるかなというところで、そういったプラスアルファも今、出てきています。

11 ページ目、12 ページ目が、こういった認証制度が出てきた背景ですが、繰り返しになりますが、法律がいろいろあります。一方で、シェアエコにちょうどフィットしているわけではない。そういった中で一個一個の法律をより改善していくのも大切ですが、もっとスピーディーに変えていくためには官民が協働した形で、民間でもこういった形で認証マークということで法律ではないのですが、安全性のモデルを作って実際に適用していくことが重要だろうと思っています。

イメージしているわけではないですが、将来的に何か法律を作るときに認証マークのノウハウが、まさに生きていくのかなと考えております。

12 ページ、13 ページあたりを見ていただいても、非常にこういった形で日本の安全性に不安があるなど、そういった声をいただいています。いろいろアンケートはあるのですが、海外に比べると日本はシェアリングエコノミーが普及しませんで、先ほど中国に比べて100分の1だと申し上げましたが、100分の1ではないかもしれませんが、少なくとも10分の1以下だろうという肌感は持っております。

14 ページ目が認証の運用制度ですが、当然、シェアリングエコノミー協会も業界団体であるものですから、認証にかかわるところは第三者委員会ということで弁護士や消費者団体の方に来ていただいて、協会のスタッフが立ち入れないような形で進めております。

15～20 ページまでは割愛させていただきますが、どんなところをチェックするのかをいろいろと記載しています。非常に業界も移り変わりが激しいものですから、どんどん更新をしているようなところです。

実際、2年前には気づかなかったのですが、モデルガイドラインが当初、スタートとしていたのですが、それから上乘せとして21ページの①に書いていますとおり、安全性と直接かかわるわけではないですが、納税促進をしっかりしていった方がいいとか、例えばプラットフォーマーが売上げを一旦預かっていますから、ちゃんと分別管理しないと信託されたお金を使ってしまうことになっていきますねとか、モデルガイドラインの中にはなかったのですが、社内規程をしっかり運用しているかどうかをチェックしていくこともしています。

23ページ目ですが、実は経産省と御一緒させていただいて、世界的に見てもここまですっかりしているのはなかなかない事例でして、世界的に標準ルールとしていくべきなのではないかということで、ISO取得を目指して、今、活動しています。なかなか日本発のISOというのは事例がない中、海外各国からも注目をいただいています、確かに官民連動でこういうものを作るべきだとか、こういったある意味柔軟な制度で、かつ実効性のあることをちゃんと追求しているのは素晴らしいということで、今、ISOに賛同いただいている他の国を集めているところです。

少し認証制度の話が長くなりましたので、続きまして、税金関連の29ページまで飛ばしていただければと思います。こちらは税金関連に関して3ページ用意させていただいて、そちらの御説明をさせていただきます。

まず税制分科会ということで、シェアリングエコノミー協会の中で分科会を作りまして、新しい産業ですので、税金に対してどのようにアプローチすべきなのか、もしくはどういう問題が発生するのかを議論する場を用意しています。また、各プラットフォームもどのように扱えばいいのか分からないということがございますので、相談会も開催しています。

30ページ、ここら辺が1つ重要なところですが、正直言いまして、プラットフォーム各社、まだまだ投資フェーズでして赤字ですので、納税義務があるなどというレベルではないのですが、結局稼いでいるのはシェアワーカー個人の皆様です。これが給料として取得ではなく業務委託として取得されていますので、彼らが納税するかどうかが重要なところです。そのために、確定申告セミナーを開催させていただいたり、各プラットフォームが各プラットフォームに付随しているシェアワーカーに告知をするための文書を協会で御提供させていただいたりして、できるだけ周知徹底をするように努力はしています。

その中で31ページ、これが一番重要なシートですが、やってくる中でいろいろ感じていることがございますので、そちらについてお話しさせていただきます。

やはりシェアワーカーの方が納税するかどうかに関しては、正直、サラリーマンで源泉徴収されている方など納税意識は薄いと思うのですが、そういった方々に近い方々がされているものですから、意識アップは図らなければならないと思っております。

ただ、プラットフォームの業界団体であるシェアリングエコノミー協会も周知徹底は頑張っているのですが、なかなか大変なところがございまして、一つは、そういうところ。我々も喜んでやるのですが、ぜひ後押しいただきたいということなど、そもそもITリテラシーの高い皆さんではございますが、確定申告など結構大変だというのが素でございまして、そういったところもできるだけ新しいのをやっていただければうれしいと思っています。

制度検討について、税金の捕捉という意味では、プラットフォームに対して誰が

幾ら稼いでいるのかという情報についてどのようになっているのかということをお感じになられることはあるとは当然、私も理解はしています。ただ、こちらに関してはなかなか難しいところもございまして、一つはプラットフォームが持っているユーザーの情報は、企業ごとに差があるケースもございまして、例えばお金の授受をその場で現金でやりとりするようなサービスも当然ございまして、それはケース・バイ・ケースです。

また、ベンチャー企業が多くて、では、そういった情報開示をせよと言われたときに対応できるかというのは非常にまだ難しいと思います。例えばですが、民泊で一つ挙げましても、民泊がスタートしてというか、本来は素晴らしいサービスです。市民同士が助け合う。空いている部屋があればどうぞ泊まってくださいという素晴らしいサービスであるにもかかわらず、途中から、これは民泊と言うのだと。そのうち、これは法律で認められていないから闇民泊と言うのだと、このような時代が長くあって、やっと4月に解禁されて、解禁されたと思ったら地方政府から上乗せ条例があって、かなり制約されてというところで、儲かっている人に対して税金の情報開示をしっかりと求められるのは、このシェアリングエコノミー産業の盛り上りの状況、また、各国の盛り上りの状況に比べて、まだまだ小さ過ぎる中で、非常にマッチ感が感じられないという、実際、プラットフォームとしては御協力することに対して何ら嫌なこともないのですが、その前にもっと伸ばさせてくださいという気持ちが非常に大きくございます。

もう一つは、海外とのイコールフットィング。こちらにも実は非常にセンシティブでして、我々、国内企業はすべからず法律で違反されているサービスが海外のプラットフォームが現実的に自由にサービスを提供してきた、この5年、10年があるのです。例えば宿泊もそうです。日本の民泊業者は解禁されるまで一切民泊をしませんでした。

我々もミールシェアっぽいサービスはしているのですが、日本で、御家庭で御飯を提供するのは違法なので、真っすぐしたサービスは提供できないのです。ただ、今日、この瞬間も海外の会社は日本で行っているのです。行っているというのは、彼らはこう言っているのです。全世界の皆さん、皆さんの御自宅で御飯を提供しませんか。御飯を提供するときには現地の法律に従って御飯を提供してくださいと書いてあるのです。でも、そのようなことは誰も気にしないです。みんなそこに登録して御飯を提供しているのです。

5年前、現地の法律などはチェックせずに何も気にせずに民泊に登録して提供していたのです。そういった海外とのイコールフットィングがないことをずっと体験してきた中で、では、今回の情報開示など、その後、様々な可能性がプラットフォームに対してあると思うのですが、海外とのイコールフットィングはぜひお願いしたいところは非常に強く感じています。

最後、これは本題ではございませんので簡単に御説明しますが、32ページ、シェア

リングシティ。シェアリングエコノミーは先ほどから申し上げますとおり、利用者同士で助け合うサービスです。これが企業からコンシューマーにサービスを提供するよりも適切な正しいサービス形態であると私は感じているのですが、地方自治体におかれては、税金を回収して地方自治体が消費者にサービスを提供する枠組みになっていますが、シェアリングエコノミーは話を聞いたら住民同士で助け合うのかと、それはすばらしいと。

無理に車、バスを走らせなくても空いている車の座席にお客さんやおじいちゃんやおばあちゃんが乗ったら、それは過疎化の問題など全てなくなるのではないかと、これは素晴らしいということで、多数の市区町村がシェアリングシティということを宣言されて、宣言していただくとシェアリングエコノミー協会から、そこにフィットしたプラットフォーマーが乗り込んで現地で助け合いの枠組みを作っていくような形です。ビジネスも大きく変えると思っているのですが、地方自治の形も大きく変えられる可能性があるかと我々は考えています。

長くなってしまいましたが、以上でお話を終わります。

○岡村座長

どうもありがとうございました。

それでは、委員の方々、御質疑をお願いいたします。

では、田近委員、どうぞ。

○田近委員

御説明ありがとうございました。日本のシェアリングエコノミーの現状についての思いもいろいろありがとうございました。

二点なのですが、要するにプラットフォーマーがいて、UberでもDeliverooでもいいのですが、プラットフォーマーが実際にサービスを受ける人と提供する人をつないでいるわけですね。今、分かりやすくするために誰か食べ物をUberEATSのように運ぶとする。その人に対して、プラットフォーマーがお金を徴収して、運ぶ人にお金を渡すわけですが、現状、どのようなプラットフォーマーが税に対することを行っているのか。

この資料を読ませていただくと、一定の売上を超える提供者の人は一斉送信等で確定申告を促すなど、31ページの方は認識の向上など言っていて、要するに現状でプラットフォーマーはUberでも物を届ける人たちに対して所得、幾ら稼いだか、そして、もし源泉があれば源泉課税などそのような情報をどのように提供しているのか伺いたいということです。

あと、今日の話とは少しずれると思うのですが、例えばイギリスでこの話は延々とやっていて、労働者、エンプロイーズというのは給与所得をもらう人。あと自営業者はセルフエンプロイーズですが、その間にワーカーというのがあって、従属的な雇用なのだが、個人でやっているということですが、これは今日と少しずれるのですが、

そういう人たちに対する有給休暇を与えるとか保険制度に加入させるとか、そういうのも日本でどう進んでいるのか。

これは今日のテーマから出ますが、第一の点は、もう少し具体的にプラットフォームがUberEATSの配達をしている人に対して、どういう所得情報、税情報を提供しているのかを伺いたいのです。

○シェアリングエコノミー協会上田代表理事

ありがとうございます。

第一点目ですが、当然ながら、振り込んでおりますので、プラットフォームは各シェアワーカーが幾ら稼いでいるのかは認識しています。そういった中で、源泉が必要な業務は現状の普及しているシェアリングエコノミーのジャンルではございませんで、プラットフォームが源泉していることはほぼないです。クラウドソーシングの一部で発注主側が源泉しなければならないケースはありますが、少なくともプラットフォームが源泉する場合は一切ございません。

税金、確定申告があるから皆さん確定申告してねというアナウンスは、これまでほとんどしていなかったと思いますが、昨年ぐらいから協会がそういうことをしっかりしましょうということを各プラットフォームに言っていますので、告知はしていると思います。

○田近委員

イメージ的に言うと、では、私が運んでいるとしますね。そうすると、私の口座にプラットフォームからお金が入ってきて、それで終わりのようなイメージですか。

○シェアリングエコノミー協会上田代表理事

そうです。ただ、確定申告が必要ですのでやってくださいという連絡はしています。それで実際しているかどうかは分かりません。

○田近委員

そういう状況に対して、これからどういう対策をしようというのですか。

○シェアリングエコノミー協会上田代表理事

本人が確定申告したかどうか、例えばそういった証憑を挙げないと継続させないなどということを推進するのはかなりヘビーだと思います。

○田近委員

第二点、手短でもいいです。

○シェアリングエコノミー協会上田代表理事

第二点については、今年から、5ページ目、6ページ目に挙げているのですが、個人会員制度というのをスタートしております。我々、これまでプラットフォームの業界団体だったのですが、シェアワーカーの会員制度をスタートさせました。そちらでどのようなサービスを提供しようと考えているかといいますと、それこそ、これまで雇用者が受けていたようなサービスをこの会員制度で提供しようと思っていまして、

例えば保険など、事故があつて働けなくなったときの保険や、研修制度、年金のようなサービスなど、そういったものをどんどん提供していこうと協会としては思っております。

○田近委員

やろうとしている。

○シェアリングエコノミー協会上田代表理事

はい。今から各企業も参画しながら。

○田近委員

訴訟が起きているなど、そういう段階ではないのですか。

○シェアリングエコノミー協会上田代表理事

全くございません。

○田近委員

例えば雨の日に配達して事故を起こしてしまった、それで訴訟ということも起きていない。

○シェアリングエコノミー協会上田代表理事

はい。他国に比べて想像以上に日本ではシェアエコらしきものが普及しないとイメージしていただきたいのです。

○田近委員

逆に言えば、イギリスで年中訴訟が起きているような話が、日本ではまだ訴訟が起きる前の段階だという御意見ですね。分かりました。

○岡村座長

どうぞ。

○翁委員

確定申告セミナーの写真があるのですが、マネーフォワードが企画しているということは、マネーフォワードみたいなFintech業者が確定申告のサービスなどそういったものを提供しているとか、そういうことはあるのですか。青色申告とかそういうものは、Fintech業者が新しいサービスに対して様々なパッケージを出していますね。そういう動きがあるのかということが一つです。

もう一つは、一定の売上の人に対して促したと書いてありますが、一定の売上の提供者というのは大体どのぐらいのイメージを持っていけばいいのかということです。それと同じ話なのですが、御協会に入ってらっしゃるシェアリングエコノミーのプラットフォームの方々、どのぐらいをカバーしているとみておけばいいのかということをお教えください。

○シェアリングエコノミー協会上田代表理事

まずFintech系、マネーフォワードの話ですが、実はマネーフォワードとも行っていますが、他の団体とも行っていますし、そういった会社と提携しなくても我々で行っ

ていこうと思っています。

各会社は、おっしゃられるとおり、プラットフォームが出してくる売上帳票類とシームレスに連携して簡単にデータが作れるようにするものを作ろうとしています。ただ、まだその統一基準まではできていません。ただ、各社、ビジネスチャンスを感じて、作ろうかとは感じてらっしゃるというのが現状です。

二つ目、一定の売上でございますが、現実的には各社、全員に告知していると思います。ただ、本当、年間10万、20万以上稼いでいる規模から当然それは行っています。100円、200円しか稼いでいない人をカットしている会社もありますが、大体皆さん全員に告知しています。

三点目のシェアなのですが、正直言います、AirbnbもUberも入ってくださっていますので、当協会のシェアは分かりませんが、9割とかそのぐらい、流通量でいくとあるのではないかと思います。

○岡村座長

土居委員、どうぞ。

○土居委員

御説明どうもありがとうございました。

私も、もちろん税の専門家ではあるのですが、シェアリングエコノミーが日本でも拡大することを期待していて、幾つか考えられるのかなと思ったのは、シェアリングエコノミーと関係ないですが、青色申告制度というのがあって、正しく納税すると少し税制の優遇があるということもあり得るので、税金は取られるだけで何の恩恵もないというか、余分な納税作業の負担が掛かるだけだと思われなくようにするのも一つの方法かな。これは個人的な意見です。

質問があって、一つは、6ページの個人会員制度は非常に面白いと思っていまして、もし、シェアワーカーとして御協会のプラットフォーム事業者と取引する場合には、会員になることを義務づけるということはできるのかどうか。義務づけると、逆に言えば、そのプラットフォーム事業者から情報を出させるというよりは、まさに納税義務者本人である個人から、この仕組みを使って義務的に会員になるということは、すなわち、そこから取引情報が税務署に行くということというのも体制整備をすることで、先ほどおっしゃったようにベンチャーのプラットフォーム事業者で、自分で情報を出せと言われても困るところは、御協会の個人会員制度のところから情報を出せるような形でやれば零細なプラットフォーム事業者も何とかうまくできるということもあり得ると思ったのですが、それはどのような印象を持たれたかが一つです。

もう一つ、シェアワーカーの方々は、必ず日本の金融機関の口座を振込先として自分の稼ぎを受取ることになっていると理解していいのか。場合によっては、個人会員とまで言わないが、そこで届け出た日本の金融機関に何らかの情報が来ているわけだから、その情報を金融機関側と言うとまた金融機関をヒアリングに呼ばなければいけ

ないのだが、金融機関側から情報を税務署に提出してもらうことも場合によってはあるかと思ったところで、二つ、御質問させていただければと思います。

○シェアリングエコノミー協会上田代表理事

では、後者から先に。

○シェアリングエコノミー協会矢富税制委員

後者から。金融機関の口座の登録の件なのですが、基本的な理解として、日本に居住する事業者は基本的に日本人を想定してサービスを展開しているのが現状ですので、日本の銀行口座と紐付けるのが大前提になる、あるいは日本で発行されたクレジットカードと紐付けるのが購入者の大前提になりますが、一方で、海外から直接サービスを提供しているプラットフォーマー様は、そこは様々なケースがあると考えています。我々の協会が管轄している日本にいて日本で行われている方々については、基本的に御理解のとおり、日本の金融機関ということで大丈夫かと思えます。

○シェアリングエコノミー協会上田代表理事

続きまして、前半の方ですが、まず会員に義務化するのは無理でございます。それは別です。ただ、個人会員制度を作って、そこにシェアワーカーが集まってきた場合、税金ということで啓蒙するとか、納税のためにイベントをするとかというのは、よりダイレクトで正しいと思います。

正直、プラットフォーマーや儲けてらっしゃるワーカーの納税をさせてくださいというのは他にも様々な仕事がございますから結構きつい話で、なかなか効果的ではないという意味では直接的でいいと思います。

また、もう一個は、その方が直接的に税金に関する会話ができると思います。確かにいかに稼いでいかに税金を取るかという話もあるのですが、実はもっと様々な問題がございます。例えば民泊しました、この自宅のマンションは、居住用のマンションではなくなるかもしれないので軽減税率がなくなってしまうとか、そういった税金にかかわる様々な問題があって、それをプラットフォーマーが泣く泣く取っている状態です。相談されたからどうしたらいいのかのような。でも、本来論的には、そのシェアワーカーも複数個のプラットフォーマーで働いていたり、幾つかのビジネスをしていますので、なかなかここと会話するのもきついのです。

そういう意味では、こういった個人に対して直接やりとりすることによって、おっしゃっていただいたとおり、税金も青色申告などすればそんな稼いでいない間、払わなくていいですし、シェアワーカーも分かりやすければみんなやると思うのです。そういう意味では、非常にいい組織かと思っています。

様々な話を聞いていると税金に関することでもネガティブというか、足枷になるようなことが少しあって、普及のためにその辺りの足枷を全部外していただいてほしいと思います。

○シェアリングエコノミー協会矢富税制委員

一点だけ補足しますと、プラットフォームの方で個人の情報を把握するのは限界がございまして、なぜなら、御理解のとおり、個人の所得は複数箇所から稼がれているケースもありますし、控除を含めて、その個人に様々なところから紐付いている情報を総合的に勘案して最終的に納税義務を含めて申告納税が決まる。プラットフォームに一部分の状況で紹介されても、結局、回答ができないという状況がございまして。

ですので、先ほどの繰り返しになりますが、もしシェアリングエコノミー協会が個人をベースに税の相談ができる状況ができると、個人を中心にプラットフォームを跨ぐ形で相談できますので、より有効かと考えております。

以上です。

○岡村座長

どうぞ。

○佐藤慶應義塾大学教授

御説明ありがとうございます。

多分、少し誤解があると思うのですが、全ての税金の計算をお願いしたいというような話はおよそありませんで、ただ、取引の情報が分かればそこを端緒に拾っていくという話ですから、シェアワーカーの控除まで調べてくれなどということはないと思います。

私から二点、伺いたいのですが、今日、力を入れてお話になった認証制度の運用体制、14ページからのところで、15ページの「ア 登録事項」というのは、下が全てのプラットフォームに要求される事項で、安全性が問題になる場合、または適法性が問題になる場合に限って本人確認が上乘せされているという理解をしました。そうすると、まず認証を受けない場合は、本人確認は必要でないし、安全性や適法性が問題に場合に該当しない場合は、本人確認なしに認証が受けられるという現状であるとの理解が正しいかというのが一点です。

もう一点として、確定申告が易しければ皆さんなさるでしょうという非常に楽観的な御発言もあり、また、31ページには確定申告手続の利便性の向上としてICTを活用したというようなことが書いてありますが、例えば途中で確定申告が大変だということをおっしゃいましたが、プラットフォームのところに取引記録があるのであれば、それをシェアワーカーに送っていただく。何か所から来ても構わないわけですから、それで全部分かるプラットフォームがいるなどという話ではなくて、顧客に対して、プラットフォームが掴んでいる売上履歴等を送るようなことはそんなに難しくないと考えてよろしいのでしょうか。

二点です。よろしく願いいたします。

○シェアリングエコノミー協会上田代表理事

前者については、個人確認をしていないのかはイエスです。シェアリングエコノミーも多彩でして、例えば誰かロゴを作ってよ、分かりました、作りましたというもの

は出会わないものですから安全性のリスクがないのです。こういったときにはネットで物を買うのと同様に、本人確認は行っておりません。逆に、人と人が会うのはすべからず安全性が問題になると我々は考えておりました、そのときは免許証などそういうレベルで本人確認を行っています。

○佐藤慶應義塾大学教授

一点だけ追加で、売上ベースで考えたときに本人確認を行っていない売上のベースは相当ボリューム感としてはあるのですか。本人確認をしていない場合の割合などをお教えいただけると幸いです。

○シェアリングエコノミー協会上田代表理事

これはゲストの方も含めて書いてまして、安全性の問題があろうがなかろうが、ゲストは本人確認しないが、ホストは本人確認しているケースも結構多いのです。そういう意味では、売上を上げている人で言うと過半は本人確認が終わっていると思います。振り込む段階においては少なくとも銀行口座を押さえていますので、現実的には効果はあるのではないのでしょうか。

○佐藤慶應義塾大学教授

ありがとうございます。

○シェアリングエコノミー協会上田代表理事

二点目なのですが、先ほどマネーフォワードやFreeeなど複数の業者と行っておりました、そこでの連携は、Freeeは少し提携をして決済情報を流し込めるようになっていくというのが最新情報らしいのですが、そういった方面ではいけると思います。国との連携になるとややこしいですね。

○佐藤慶應義塾大学教授

まずは国との連携ではなくて、確定申告のお手伝いとしてシェアワーカーに情報を出すことはできますか。つまり、シェアワーカー自身が帳簿をつけていないと、幾ら、今年売り上げたかが分かりませんので、そういう情報があるのかということです。

○シェアリングエコノミー協会矢富税制委員

そうですね。それはございまして、まずサービスのイメージの大前提として、例えば私はユーザーでプラットフォームを使って売り上げた金額は、常に自分の個人ページに行けば履歴が閲覧できるようになっております。例えばインターネットで有価証券の売買等、株取引をするときに基本的に取引履歴は全部見える状態だと思うのですが、それと同じような状態になっておりました、基本的には自分の個人管理ページに行っていただくと、何月何日に幾ら売り上げたというように出ていますので、基本的にはそのデータを見ればいつでも、プラットフォーム側から能動的に告知しなくても基本的な情報はとれる状態です。

上田の説明にございましたのは、次の段階で、その情報と例えばマネーフォワードの会計システム、納税システムを連携させて自動で流し込んで納税まで回してしまっ

て、そういう取組が次の段階として、検討が進んでいるということです。

○佐藤慶應義塾大学教授

個人管理ページというのは、どのプラットフォームでも持っているという理解してよろしいでしょうか。

○シェアリングエコノミー協会矢富税制委員

はい。ウェブサービス、ウェブを前提としている場合ですと、どの会社も持っています。ただ、取引の形態として、プラットフォームが基本的に売上金を全部収受するようなパターン。例えばAさんとBさんがプラットフォーム上で取引をして、一旦プラットフォームがAさんの売上金を全部預かってお渡しするようなケースだと取引の全体像が見えて金額も全部把握できるのですが、必ずしもそうではない取引のサービスもありますので、そうすると、個人間の売上の全体をプラットフォームが把握できていないケースというのは実態があると思います。

○佐藤慶應義塾大学教授

分かりました。

○岡村座長

どうもありがとうございました。

それでは、上田様、矢富様、本当に今日はありがとうございました。

(シェアリングエコノミー協会退室)

(関税局入室)

○岡村座長

それでは、関税局から御報告をお願いしたいと思います。

財務省関税局の福島調査課長、よろしくお願いたします。

○関税局福島調査課長

関税局調査課長の福島でございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料の「金地金密輸の現状とその対策について」というペーパーに沿って、手短に御説明させていただきたいと思っております。

資料の1ページ目をお開きください。

金地金密輸のスキーム図を書かせていただきました。最初に左の方ですが、密輸を企む者が香港で金を購入しまして日本に持ち込む。香港は金が非課税ですし、個人が金を携帯して輸出する際には輸出等の手続きが香港で一切必要ありません。例えば2,500万円、5キロで買った金そのまま日本に来ることになります。

日本に到着した際には、本来、輸入申告をして消費税を支払うべきところなのですが、これを隠して輸入申告せずに持ち込むことに成功してしまいますと、密輸した者は市中の金買取店で消費税200万円を含めた2,700万円で売ることができることとなります。そして、現金を持ち出して、その資金は香港で新しくまた金を買付けられることになり、この回転を継続的に行うことによって儲けていくビジネスモ

デルができ上がっている状態です。

一方、買取店が買い取った金ですが、これは直接的あるいは間接的に最終的には大手商社のところに行くことが多いようです。そして、商社が国際市場等に金を輸出した場合に消費税の還付が行われるということですので、この還付が行われることによって国庫から200万円が抜き取られることとなります。ちなみに、金の輸出の大体7～8割が大手商社経由とされているところです。

2 ページ目ですが、二つのグラフを書かせていただきました。左側のグラフは金の密輸の現状を示したのですが、我々、税関が押収した金の摘発件数と押収量を書かせていただきました。棒グラフが押収量、折れ線グラフが摘発件数です。平成25年からの5年間を示していますが、摘発件数・押収量共に、うなぎ登りである状況です。

最近の摘発状況を、現時点の速報値ベースで申し上げますと、押収量は、昨年ほどはいかないかもしれないのですが、摘発件数については去年並みとなっており、依然厳しい状況が続いております。

右側の金の輸出入の推移ですが、こちらは貿易統計を基に作成しております。昨年の輸出は215トン、そして、輸入が5トンです。青色が輸出でして、赤が輸入です。単純計算をすると、210トンが日本からの輸出超過となっております。資源エネルギー庁の金属流通統計調査等々をみますと、日本国内の都市鉱山、例えば、携帯電話の部品に使用されている金のようなものが多いらしいのですが、都市鉱山から作るという国内生産が80トンから100トンぐらいあるということですので、他方、日本国内での消費、これは工業製品や金歯などに使うのですが、それが50トン程度あるということですので、それらを差し引きしますと、大体150トン程度の出どころ不明の金があると言えるということですので、恐らくは、これは密輸ではないかと我々は考えています。

今年1月から8月の輸出量についてですが、青い枠内をご覧くださいますと、輸出量が113トン、年換算で170トンとなっております。昨年に比べると若干落ちてきているということが分かります。いろいろ対策を打っているのですが、対策の効果は少し出てきたと思いますが、いずれにしても、未だ出どころ不明の金が非常に多い状態です。

3 ページ目です。これは昨年の11月7日に策定しました「ストップ金密輸』緊急対策というものでして、これに基づいて、我々、関税局は関連部局と協力しながら、政府一丸となって、対策を行っているところでして、この対策には、三つの柱がございます。一つ目は検査の強化、二つ目は処罰の強化、三つ目は情報収集・分析の充実。その三本柱に基づいて行っているところです。

最初の第一の柱ですが、検査の強化ということで、旅客、商業貨物、国際郵便物、及び航空機内の検査を強化するというものです。特に、門型金属探知機といたしまして、乗客がそこを通過した際に、金属に対し反応するといったものでして、これを拡充していきましようというものです。

それから、監視艇の活用。漁船を使った瀬取りもあると言われておりまして、なか

なかこれを見つけるのは大変なのですが、洋上取引への対策として監視艇を活用することも記載しております。

第二の柱は処罰の強化でして、詳細については4ページにも記載しております。法改正で罰則を強化しており、それを踏まえて、行政処分ではあるのですが、厳正な通告処分を実施するということですか、あと、そもそも告発を増やしていく観点から関係部署、警察や検察等との連携を強化するといったことも行っております。

また、特に金の密輸が多い東京、大阪、門司税関のそれぞれに、特別調査チームを編成して、厳正な処分が実現できるよう体制も整えようというものです。

あと第三の柱、情報収集・分析の充実ということですが、基本的には様々なツールがあるのですが、ポスターであるとかホームページ等々で皆様の情報収集をするともに発信していくということが一つあります。

特に、韓国や香港を仕出地とする密輸が多かったりするものですから、その辺りの海外当局との連携等々を強化していくということです。

情報分析力の強化も行っておりますし、それから国内流通経路におけるコンプライアンスの確保ということを行っております。先ほど御説明しましたスキーム図で示したとおり、最終的には大手商社等から輸出されることが多いので、商社の方々には、実際に密輸された金の形状を示しつつ、密輸品を取り扱うことないように注意喚起をしているところです。

最後の4ページ目ですが、これは今年の4月10日に施行されておりますが、金の密輸に対応するための罰則を強化しましたということです。

例えば、関税法の無許可輸出入罪の罰金上限額ですが、これまで500万円だったものに対して、改正後は1,000万円か、貨物の価格の5倍が1,000万超の場合は貨物の価格の5倍ということにして、例えば1億円の金塊を持ってきた場合には最大5億円までということにして劇的な強化をされたということです。あわせて輸入に係る消費税のほ脱罪についても改正となっております。

また、三段目のところですが、密輸されたものであると知っていながら、買い取り、運搬等をしたという者に対しての罰則も強化しておりますので、その辺りを梃子にしながら関係者に注意喚起を行いながら、しっかりと対応していくということが必要であると考えております。

最後に、最近の金密輸の手口についての特徴を簡単に口頭で申し上げます。かつて日本人も運び屋がいたようですが、最近は韓国人や台湾人などが主体になってきているということが言えると思います。

あと、密輸を企む者は、発見されにくいような形を考えるとということで、例えば、携帯電話の中に隠したり、商業貨物に隠したりと、手口が巧妙化・小口化しているということが言えると思います。摘発実績等に一喜一憂せず、柔軟に彼らの手口に対応していく必要があると考えております。

関税局からのプレゼンは以上とさせていただきます。

○岡村座長

ありがとうございました。

今回のテーマとの関係に少し絞っていただいて御質疑を委員の方々からよろしくお願いたします。

○田近委員

今回のテーマから言うとどういう論点になるのですか。これは基本的には理解する限りは、要するに申告しないで入ってきて、しかし、売ったときの消費税分が手に入って、それが輸出還付になるので国としては200万円だけ損して、その分は密輸の人のポケットに入るという仕組みですね。

○関税局福島調査課長

そうです。

○田近委員

だから、ぐるぐるやれば、それで上がっていく。それは分かるし、また多分、中古車の輸出なども値段次第で様々なことが起きるし、それは分かるのですが、スキームとして今回の場合には消費税の輸出還付をうまく使って税を抜いたということですね。そうすると、そこは分かるのですが、それが今回の会議だと、ちゃんと輸入したときに、どうやって見破るか分からないですが、そこをしっかりとしろよということになるのですか。

○関税局福島調査課長

もちろん、おっしゃるとおりでして、まさに輸入する時点で、しっかりと対応するということが重要です。しかし、100%すべてを発見・摘発するということは現実的には難しいところもあって、だから、入り口だけではなくて出口の方も押さえるということで、これまでもご説明したとおり、商社に対し、密輸品を取り扱うことのないようにしてくださいということをお願いし、密輸された金が輸出されないような取組みを行っているところです。

また、基本的には8%以上コストがかかると発生しない犯罪と考えられますので、彼らのコストを8%以上にしようという感じで様々なことを考えています。

○岡村座長

どうぞ。

○坂本主税局税制第一課長

補足説明で、関税局の御説明なのですが、むしろ、我々は補足で最初から言った方が良かったのかもしれないですが、関連して申し上げますと、今、日本の国内で金の売買をされた場合、200万円以上の取引の場合には法定調書が出されますので、どのような方が売買したか。そのこと自体は、基本的には先ほど来出ていますように、金の売買を通じてその方がどの程度所得が発生したかを知りたいという税当局の思いがあっ

て入れている制度ではあるわけですが、実はこの調書制度自体が、要するにこういう金の密輸のようなものがあつたときに国内で流通して出ていきますから、追いかけるときの材料にもなるということなのです。

これはよく分からないのですが、いろいろ調べていくと、もしかしたら起こっていることは200万円以上で取引をすると、要するに名前ばれる状態になりますので、例えばそうならないように低い金額で高速取引みたいな、頻度の高い取引をすることで国内流通をさせている可能性があつて、そのようなものがもし今あるのだとすれば、そこをどう考えていくといった辺りがいわゆる経済取引のICT化、多様化、そして、もしかしたら、そういうまた違った形の税捕捉の困難さを生むタイプの取引の発生というようなことにもなっているという文脈の中で、これも関係してくるのかなと考えます。

○岡村座長

どうぞ。

○土居委員

今の関連と、もう一つ、別の質問があるのですが、その法定調書に関して、本人確認をした上で調書を出すことになっているということですか。

あと、法人として金を売買する、だけれども、窓口に来るのは個人となっている場合はどう対応されているのか。

○大柳主税局税制第一課企画官

犯罪収益移転防止法では、法人についても200万円超の売買をする場合には、本人確認をすることになっているようです。税法では、あくまでも200万円超の売却の際に本人確認をするのですが、調書の提出は個人から買取りをした場合にだけ調書が出ることになっております。いずれにしても、本人確認についてだけみれば、200万円超の売買については個人、法人問わずされていると認識しております。

○土居委員

あと一点だけ。ヨーロッパで付加価値税をかけている国でこのようなことはどうなっているのですか。

○関税局福島調査課長

ヨーロッパでは投資用の金に関して非課税となっているところでございますが、密輸に関しては、金の非課税国がヨーロッパからどれだけ近い位置に存在しているかということも関係しているのではないかと考えます。先ほども申し上げましたとおり、消費税分8%を利益とする犯罪であることから、それ以上のコストがかかれば発生しないのではないかと思います。日本においては、香港など金が非課税な地域が身近に存在し、ローコストで飛行機が運航していること等があるので、これらに適切に対応していくことが重要であると考えております。

○岡村座長

住澤審議官、どうぞ。

○住澤主税局審議官

1点補足ですが、今、関税局からもありましたように、ヨーロッパとの諸外国では、投資用の金については非課税資産となっている場合がございますので、そういう場合は、ここでいう消費者から仕入れをして、仕入れ税額控除をすることがそもそもできないので、非課税なものですから、こういう問題は基本的に起きないかと思われるのですが、他方で、ヨーロッパでもカルセールスキームというのがございまして、要はインボイスを発行しておいて納税はしないで、そのままいなくなってしまう事業者を挟み込むことによって類似のスキームを作ることは可能なので、そういう意味では、ヨーロッパでも存在し得る問題ということです。

○岡村座長

ありがとうございました。

では、お願いします。

○佐藤慶應義塾大学教授

私は関税分科会で散々聞いていますからこれで。ただ、4ページですが、ヘッドラインの金の密輸に対応するためのという点は正しいが、その下に掲げられているのは、金の密輸に限定される罪ではありませんね。これは金に限らず、あらゆるものを対象にして今回罰則が変わったということですから、ちょっと不正確かと思いました。

以上です。

○関税局福島調査課長

おっしゃるとおりです。

○岡村座長

それでは、よろしいですか。

本日は、日本仮想通貨交換業協会の長田業務部長及びシェアリングエコノミー協会の上田代表理事から、それぞれの分野における取引の概況等のほか、自主的な適正申告を促すための取り組み等について御紹介いただきました。

また、加えて、財務省関税局からは、金地金密輸事件が増加している現状、また、金地金の密輸に対して税関における水際での法執行を積極的かつ厳格に推進するために策定された『ストップ金密輸』緊急対策について御説明いただきました。

今後の検討を進める上で、大変意義のある会議になったかと存じます。御説明をいただきました方々に改めて感謝申し上げたいと思います。

次回会合ですが、10月29日、月曜日に開催し、本日いただいた御意見等も踏まえて適正申告を促進するための国税当局の取組や今後の適正課税の確保に向けた方策等について議論させていただくことになろうかと思えます。

本日の会合は以上です。大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。